

2013年1月11日

独立行政法人 国際協力機構
理 事 渡 邊 正 人 殿

環境社会配慮助言委員会
委員長 村山 武彦

諮問（平成 24 年 11 月 6 日付 JICA（ER）第 11-06001 号）に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2004 年 4 月制定）2.4 の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第 9 項に則り、諮問「アフガニスタン国カブル首都圏開発計画促進プロジェクト（都市内道路及び周縁道路計画策定サブプロジェクト）」（開発計画調査型技術協力）にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。
コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト
都市内道路及び周縁道路計画策定サブプロジェクト
(開発計画調査型技術協力)
スコーピング案に対する答申

答申案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2012年12月17日(月) 14:00～16:48
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2階 229 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：岡山委員、作本委員、高橋委員、長谷川委員
- ・議題：アフガニスタン国「カブール首都圏開発計画促進プロジェクト都市内道路及び周縁道路計画策定サブプロジェクトスコーピング案」についての答申案作成
- ・配付資料：
 - 1) アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト都市内道路及び周縁道路計画策定サブプロジェクト ワーキンググループ事前配布資料(スコーピング案)
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)
(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第32回委員会)

- ・日時：2013年1月11日(金) 14:30～17:38
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2階 229 会議室)

上記の会合にて答申を確定した。

答申

全体事項

1. 本調査をブレ F/S、環境社会配慮調査を IEE と位置づけているが、通常の F/S とそれに伴う EIA ということにしなかった理由、及び将来実施可能性のあるこれら F/S や EIA との役割分担や連携について、明確に整理し、説明すること。
2. カブル市外郭環状道路の計画について、首都圏開発計画全体における位置づけをより詳しく説明すること。
3. 都市計画に必要な他の生活インフラ事業との連携および機能拡張性を計画しておくこと。
4. ガイドラインに基づき、本事業による環境コストを概算し、可能な限り、経済分析（プロジェクト評価）に反映させること。
5. 絞り込まれた各環境社会配慮項目について、IEE レベルでの現況調査・予測・評価の方法を、第 1 回ステークホルダー協議で示すこと。

代替案の検討について

6. 周縁道路の代替案について、B ルートの軍演習地の位置を明示すること。また、代替ルートをさらに外側に計画する可能性がない理由（軍演習地、住民移転、工事費など）など、代替案ルート設定の根拠を明確にすること。

スコーピングマトリクスについて

7. スコーピングマトリクスにおいて影響が空欄となっている箇所について、評価を C（影響が不明）と設定することも含めて再検討すること。
8. 遊牧民について、「貧困層・先住民族・少数民族」等のスコーピング段階の対象項目として取り上げること。
9. 希少動植物関連情報について、生息有無についての詳細なデータが現時点でないことから、生態系の影響程度評価を「C」（不明）評価とするよう検討すること。
10. 「雇用」の項目をプラス評価とすることに加えて、「地域内の利害の対立」及び「HIV」を「-B」評価とすることについて改めて検討すること。

環境配慮について

11. 必要な盛り土の調達先および残土が発生する場合はその処理方法について配慮すること。

社会配慮について

12. 事業対象地域周辺の文化遺産について、現地専門家を交えて影響を確認し、調査により存在が判明するなど負の影響が想定される場合には対策を検討すること。また、土木工事实施中に新たな遺産が発見され、負の影響が想定される場合は、適切に新たな対策が検討されるよう計画を策定しておくこと
13. 遊牧民に対する社会的影響については、国際機関等の調査や取り組みを参考にした上で、調査、検討を行うこと。

14. 補償受給対象者に対しては、近代的な土地登記を済ませている住民だけとするのではなく、認定条件について適切となるよう検討を行うこと。

ステークホルダー協議・情報公開について

15. ステークホルダー協議の実施時には事業対象周辺地域の住民の宗教や文化的慣習に留意すること。さらに、女性や高齢者・社会的弱者を含めた協議集会の実施など、社会合意形成への参加方法に留意すること。
16. 可能な限り、遊牧民をステークホルダー協議の対象とするよう検討すること。

以 上